

令和6年度弘前市まちなか魅力発信事業運営業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

弘前市（以下「市」という。）では、中心市街地の活力を維持していくため、中心市街地活性化ビジョンを策定し、賑わいの創出と回遊性の向上を図っている。

しかしながら、中心市街地活性化の施策評価指標である「歩行者・自転車通行量」及び「空き店舗率」は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、悪化の傾向が続いている。

一方で、他自治体では、SNSを活用した中心市街地の情報発信事業を実施し、来街者増加につながっている事例が見られるほか、市が実施した「令和4年度中心市街地活性化効果測定アンケート」において、「中心市街地の情報や出来事に関する情報収集媒体」として、ネット媒体では「Instagram」が「市ホームページ」よりも上位となるなど、SNSを活用した情報発信の重要性が増してきている。

これらを踏まえ、本業務は、学生を含めた若者世代を中心とした市民及び観光客をメインターゲットに、SNSを活用した商店街及び市民参加型の魅力発信事業を実施し、中心市街地の食・景観・アートなどの魅力を広く情報発信することで、中心市街地への来街動機の創出と回遊性の向上を図るものである。

(2) 業務名

令和6年度弘前市まちなか魅力発信事業運営業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

2 業務に要する費用（事業費限度額）

1,925,000円（税込み）

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積もり比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 公示日現在から候補者特定の日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。（弘前市建設業者等指名停止要領に掲げる指名停止要

件に該当していない者とする。)

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にいない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限: 令和6年5月14日(火)午後4時まで(必着)
- (2) 提出方法: 別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。また、提出時には別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。  
※提出先メールアドレス: shoukou@city.hirosaki.lg.jp  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日: 令和6年5月20日(月)
- (4) 回答方法: 市ホームページに掲載

#### 5 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数 原本1部
  - ① 【法人及び個人】参加意思表明書(様式2)
  - ② 【法人】登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書
  - ③ 【個人】身分証明書
  - ④ 【法人及び個人】財務諸表等の写し
  - ⑤ 【法人】直近年度の国税(法人税と消費税及び地方消費税)、地方税(法人住民税と固定資産税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
  - ⑥ 【個人】直近年度の国税(申告所得税と消費税及び地方消費税)、地方税(個人住民税と固定資産税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)※登記簿及び納税証明書は、発行日から3ヵ月以内のものを提出すること。  
※弘前市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている者は、上記②~⑥を省略することができます。
- (2) 提出期限  
令和6年5月27日(月)午後4時まで(必着)

(3) 提出場所

弘前市役所前川新館5階 商工部商工労政課

(4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加意思表明者にファクスで通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

※原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。

※作成にあたっては、別紙仕様書及び別紙評価基準の各評価項目に沿った内容とすること。

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部

ア. 会社概要（様式4）

イ. 業務実績調書（様式5）

ウ. 業務責任者調書（様式6）

エ. 再委託調書（様式7）

※再委託する場合のみ。

オ. 工程表（様式8）

カ. 企画提案書（任意様式）

※A4判横、片面15ページ以内（表紙を除く）とすること。

※ページ番号を付すこと。

キ. 参考見積書及び参考見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限：令和6年6月10日(月)午後4時（必着）

(3) 提出場所：弘前市役所商工部商工労政課

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

## 7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

実施日：令和6年6月14日(金)

### (1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

提出された参加意思表明書等一式及び企画提案書等一式を下記8で示す審査基準に基づいて審査する。

審査にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施する。なお、提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみプレゼンテーション及びヒアリング等を実施のうえ評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果については6月18日(火)付けの書面にて通知する。

提案者が1者の場合についてもヒアリング等を実施する。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とする。

審査の結果、最高点を取得した提案者を契約候補者とする。また、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査における注意事項

- ① 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知する。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングでは、社名を名乗らないこととする。
- ③ 各参加者の持ち時間は、準備を5分以内、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを10分以内とし、プレゼンテーション内ではデモ画面等による操作説明も可能とする。
- ④ プレゼンテーションを行う参加者は2名までとする。
- ⑤ プレゼンテーションに使用する資料は、事前に提出された企画提案書の内容のみとすること。当日の追加資料の配布は認めない。
- ⑥ パソコン、インターネット環境の貸出しはしないこととし、スクリーンやプロジェクター等の機材は市で用意するが、会場の変更等により用意する機材の一部が変更される場合は、都度、訂正し連絡する。
- ⑦ 基準点を72点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を契約候補者とする（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし。）。

### (3) 審査結果の通知

審査結果を令和6年6月18日(火)付けの書面により通知するとともに、市ホームページにおいて応募者数及び契約候補者を公表する。また、契約候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当部署へ説明を求めることができる。

## 8 審査基準及び配点

プロポーザルの審査は別表の評価基準に基づき審査する。

## 9 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 10 日程

公示	令和6年5月7日(火)
質問受付締切	令和6年5月14日(火)午後4時まで
質問回答	令和6年5月20日(月)
参加意思表明書受付締切	令和6年5月27日(月)午後4時まで
参加資格結果通知	令和6年5月31日(金)
企画提案書等受付締切	令和6年6月10日(月)午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和6年6月14日(金)
結果通知	令和6年6月18日(火)付けの書面
契約締結・業務開始	令和6年7月2日(火)【予定】

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

## 12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、市は提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 市は提出書類を返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると市が認めた場合、既に公示若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルの執行を延期若しくは

中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても市は賠償責任を負わないものとする。

(6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、市は提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合において、市が開示しようとするときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、開示することで決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 13 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市商工部商工労政課 担当：小池、肥後

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話：0172-35-1135（直通）

メールアドレス：shoukou@city.hirosaki.lg.jp